

# 消防用設備等の点検・報告

## 消防用設備等の点検報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に作動するよう、日頃の維持管理が重要です。

このため、防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、消防法(消防法第17条の3の3)に基づき設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長に報告することが義務付けられています。

### ※ 点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者「30万円以下の罰金又は拘留」  
(消防法第44条第11号)
- 法人に対しても刑を科す両罰規定が規定されています。  
(消防法第45条第3号)



## 点検実施者

防火対象物の用途や規模により、点検実施者が定められています。(消防法施行令第36条第2項)

消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行わなければならない防火対象物

- 延べ面積1,000平方メートル以上の特定防火対象物
- 延べ面積1,000平方メートル以上の非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定するもの
- 地階又は3階以上の階に特定用途(物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など)があり、かつ階段が屋内1系統のみの防火対象物

## 上記以外の防火対象物(消防法第17条の3の3)

- 防火管理者などの関係者が行うこともできます

### 注意事項

- ※ 点検をする際は、告示で定める点検基準に基づいて点検を実施するためには、専用の工具や点検機器等の準備が必要となります。  
従って、確実な点検を行うためには、消防設備士又は消防設備点検資格者が実施することが望ましいものです。
- ※ 消防用設備等の点検基準に伴い、消防用設備等を改修又は整備する際に、消防設備士でなければ行えない整備等がありますので注意してください。

## 点検の種別と期間 (消防法施行規則第31条の6)・(平成16年消防庁告示第9号)

### ● 機器点検(6ヶ月に1回)

◇ 消防用設備等の種類に応じ、消防用設備等の適正な配置、損傷、機能について、告示に定める基準に従い、外観又は簡易な操作により確認することをいいます。

### ● 総合点検(1年に1回)

◇ 消防用設備等の全部又は一部を告示に定める基準に従い、作動させ、総合的な機能を確認することをいいます。

※ 特殊消防用設備にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとによります。

## 点検結果報告 (消防法施行規則第31条の6第3項1号・2号)

### ● 特定防火対象物 1年に1回

(例) 物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など

### ● 非特定防火対象物 3年に1回

(例) 工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など

## 点検報告・点検票の様式 (法令様式集)